

## 第Ⅱ部 平成19年度における紛争処理の状況

### 第1章 紛争処理の概況

当委員会は、次の3つの機能を有している。

- ① 電気通信事業者間の紛争を解決するためのあっせん・仲裁
- ② 総務大臣が行う行政処分についての諮問に対する審議・答申
- ③ その権限に属された事項に関し、必要なルール整備等について総務大臣に対して勧告

また、事務局に「電気通信事業者」相談窓口を設け、接続その他電気通信事業者間のトラブル等に関する問合せ・相談等に対応している。

平成19年度に行ったこれらの紛争処理の状況は、次のとおりである。

なお、委員会発足以来の紛争処理件数については、【資料13】のとおり。

#### 1 平成19年度における紛争処理件数及び事件の概要・経過概況

当委員会が平成19年度に行った紛争処理は、あっせんを実行しないものとした事件が2件、総務大臣から諮問を受け答申を行った事件が1件、総務大臣への勧告が1件であった。また、あっせんについては2週間、諮問に対しては2か月の期間で処理を終了している。

図表1 電気通信事業紛争処理委員会による紛争処理件数（平成19年度）

あっせん申請	処理終了	処 理 中
0	2 <sup>6</sup> (あっせん不実行 2) (あっせん打切 0) (解決 0)	0
仲裁申請	処理終了	処 理 中
0	0 (仲裁判断 0)	0
諮 問	答 申	審 議 中
1	1	0
	勧 告	
	1	

<sup>6</sup> 平成18年度に申請があった事件である（平成19年3月23日付け申請）。

図表2 事件の概要及び経過概況

① あっせん・仲裁事案

番号	事 件 (申請日)	申 請 内 容	終了事由 (終了日)
1	平成19年 (争)第1号 (19.3.23)	A社によるB社との回線切替工事等に関する接続協定の細目等  (あっせん申請)	不実行  (19.4.5)
2	平成19年 (争)第2号 (19.3.23)	A社によるC社との回線切替工事等に関する接続協定の細目等  (あっせん申請)	不実行  (19.4.5)

② 諮問事案

番号	事 案	概 要 等
1	平成19年7月9日 裁定申請  (諮問：9月21日、 答申：11月22日)	日本通信㈱による㈱NTTドコモに対する接続に関する裁定(MVNOとMNO間の接続協定に係る裁定)

③ 勧告事案

番号	発 出 日	概 要 等
1	平成19年11月22日 (平成19年7月9日 裁定申請関連)	接続料金の算定の在り方などMVNOとMNOとの間の円滑な協議に資する措置の勧告

## 2 あっせん・仲裁

### (1) あっせん

当委員会は、平成19年度に2件のあっせん申請に係る事件の処理を行った。両事件とも、相手方からあっせんに応ずる考えはない旨の通知を受けたため、電気通信事業法第154条第2項等の規定に基づき、本件はあっせんをするのに適当でないことから、あっせんをしないものとした。

### (2) 仲裁

平成19年度には、仲裁申請に係る事件がなかった。

## 3 総務大臣への答申

平成19年度には、総務大臣から、MVNOとMNO間の接続に関する裁定に係る諮問1件があり、当委員会は、これについて審議を行い、総務大臣への答申を行った。

なお、総務大臣では平成19年11月30日に本答申を踏まえ、裁定を行っている。

## 4 総務大臣への勧告

当委員会は、平成19年度に総務大臣への勧告を1件行った。この勧告は、上記3（総務大臣への答申）の答申と併せて行ったものであり、総務大臣に対して、当該裁定内容を「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」に反映させることのほか、接続料金の算定の在り方などMVNOとMNOとの間の円滑な協議に資する事項について、適時適切に検討を行い、所要の措置を講ずることを勧告するものである。

なお、総務省は、この勧告を受けて、本ガイドラインの見直しに向けた検討を行っているところである。

## 5 「電気通信事業者」相談窓口における相談等

「電気通信事業者」相談窓口において、平成19年度に34件の相談、問い合わせ等を受けた。相談内容ごとの受付件数は、次のとおりであり、接続に関する費用負担が24件と7割を占めている。

相談内容	受付件数
① 接続に関する費用負担	24件
② 接続協定の細目	2件
③ 接続に必要な設備の設置・保守	3件
④ 役務提供のための設備の利用	2件
⑤ 土地等の使用	2件
⑥ その他	1件
計	34件

### 【主な相談内容】

#### ① 接続に関する費用負担

接続申込者が接続に関して負担すべき金額の支払を怠り、又は怠るおそれがあるとして、接続相手より債務の履行の担保を求められたが、どのような基準で債権保全措置を求められたのかが明らかでない等の相談である。

なお、総務省では平成18年12月に「電気通信事業分野における事業者間接続等に係る債権保全措置に関するガイドライン」を定めていることから、債権保全措置に関する相談があったことについて、総合通信基盤局に対し情報提供を行った。

#### ② 接続協定の細目

MVNOとの接続協定の細目について、事業者間で協議を行うに当たっての留意事項を教えてほしいという相談である。

#### ③ 接続に必要な設備の設置・保守

既設のコロケーション設備を別の設備に交換する際に、必要な手続を簡素化できないかという相談である。

#### ④ 役務提供のための設備の利用

局舎にコロケーションしている一般利用者の設備との接続に当たっての局内のダークファイバの利用に関する相談である。

#### ⑤ 土地等の使用

個人の土地に了解なしに電柱が設置されたのではないかなど、土地等の使用权に関する相談である。

## 第2章 あっせん事件の処理状況

平成19年3月23日申請事例（電気通信事業紛争処理委員会平成19年3月26日（争）第1号・同第2号）（接続協定の細目等についてのあっせん申請）

### （1）経過

平成19年 3月23日 A社、あっせんの申請（平成19年（争）第1号（以下この章において「第1号」という。）及び同第2号（以下この章において「第2号」という。））（⇒（2））

3月26日 B社に対し、あっせんの申請があった旨通知（第1号）  
C社に対し、あっせんの申請があった旨通知（第2号）

3月30日 B社、あっせんに応じる考えはない旨の報告（第1号）  
C社、あっせんに応じる考えはない旨の報告（第2号）（⇒（3））

4月 5日 各当事者に対し、あっせんをしない旨通知

### （2）申請における主な主張（第1号及び第2号）

A社は、アナログ電話サービスの提供に当たり、B社及びC社との間で、通常の回線切替工事等とは異なる、一定の処理件数を保証した特別な受付・工事体制整備を求める契約を締結する一方、次の事項を求め協議を行った。

- ① 同契約で定めた費用負担（額）に関し、実費精算、実費の明細開示等
- ② 通常の受付・工事体制下におけるB社及びC社の各工事等ごとの処理可能件数の開示

しかし、B社及びC社は、これらに応じないとして協議が不調となったことから、上記事項を義務付ける契約の締結についてあっせんを申請する。

### （3）あっせんに応じる考えはない旨の報告（第1号及び第2号）

電気通信事業紛争処理委員会から通知があった、A社を申請人とするあっせんの申請については、B社及びC社は、以下の理由から応じる考えはないので、その旨報告する。

- ① B社及びC社はA社との間で双方合意の上締結した契約に従い対応したものであり、A社が主張するような新たな契約締結に応じる考えはない。
- ② A社は、「申込受付処理及び工事等処理に要する人員の確保等に係る費用」について、「本契約書は実費精算を前提として締結された」と主張しているが、そのような合意の事実は一切ない。

### 第3章 諮問事案の処理状況

平成19年7月9日申請事例（基・電・料金サービス課平成19年7月9日第196号）（MVNOとMNO間の接続に関する裁定の申請）

#### （1）経過

平成19年	7月	9日	日本通信株式会社（以下この章において「日本通信」という。）、裁定の申請（⇒（2））
	7月	10日	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（以下この章において「ドコモ」という。）に対し、裁定の申請があった旨の通知
	7月	31日	ドコモ、答弁書提出（⇒（3））
	8月	8日	日本通信、ドコモからの答弁書（7月31日付け）に対する意見書提出
	8月	15日	ドコモ、日本通信からの意見書（8月8日付け）に対する意見書提出
	9月	21日	総務大臣、電気通信事業紛争処理委員会に諮問（諮問第6号）（⇒（4））
	10月	9日	日本通信及びドコモ、総務大臣諮問書等についての意見の提出
	11月	22日	電気通信事業紛争処理委員会、総務大臣に答申及び勧告（⇒（5））
	11月	30日	総務大臣、日本通信及びドコモに対し、裁定について通知（⇒（6））

#### （2）申請における主な主張

##### ① 裁定を求める事項

###### ア 裁定事項1

本件相互接続に関するドコモの以下の主張には、合理性があるか。

- ・ 相互接続において、ドコモの役務提供区間に係る電気通信サービス（エンドユーザー向けサービス）は、エンドユーザーに対してドコモが提供するサービスであり、そのサービスの内容、運用等については、日本通信の意向に関係なく、ドコモが独自に決めることができる。

###### イ 裁定事項2

本件相互接続における料金設定の在り方は、「ぶつ切り料金」、あるいは「エンドエンド料金」（日本通信が料金設定）のいずれとすべきか。

ウ 裁定事項 3

本件相互接続における料金体系は帯域幅課金とすべきか。

エ 裁定事項 4

本件相互接続における料金の具体的金額は、いくらとすべきか。

オ 裁定事項 5

本件相互接続に関して開発を要する機能、装置構成、開発方法、開発期間、開発費用及び日本通信の負担分はどうあるべきか。

② 見解の概要

(5) 答申及び勧告中、本件の経緯（別紙）1 日本通信からの申請（1）～（5）イ 見解の概要のとおり

③ 協議の不調の理由

日本通信がドコモの携帯電話網（3G）を利用したMVNO事業を行うことを希望して、平成18年11月2日にドコモに対し協議を申し入れた。その後、日本通信は、同年同月29日付けで相互接続による「エンドエンド料金」（日本通信が利用者料金を設定）及び料金体系は「帯域幅課金」等を希望し事前調査申込みを行ったが、ドコモは「ぶつ切り料金」及び「従量制課金」等を主張したため、協議が不調に至った。

(3) 答弁書における主な主張

(5) 答申及び勧告中、本件の経緯（別紙）2 ドコモの答弁のとおり

(4) 諮問

平成19年9月21日諮問第6号（次のとおり）

諮 問 書

電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第35条第3項の規定に基づき、日本通信株式会社から、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモの電気



通信設備との接続に関する裁定の申請があった。

よって、同法第160条第1号の規定に基づき、本件裁定について諮問する。

(以下(裁定案及び理由)略)

#### (5) 答申及び勧告

平成19年11月22日電委第69号(次のとおり)

#### 答申書及び勧告書

平成19年9月21日付け諮問第6号をもって諮問された事案について、電気通信事業法第1条(目的)ほか関連条項の規定の趣旨を踏まえ審議した結果、下記1から4までのとおり答申する。また、本件答申に併せ、同法第162条第1項の規定に基づき、下記5のとおり勧告する。

なお、本件の経緯は、別紙のとおりである。

#### 記

1 裁定事項1(株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ(以下「ドコモ」という。)の役務提供区間における役務内容等は、ドコモが独自に決めることができる、という主張には合理性があるか。)

裁定事項1については、抽象的な考え方について合理性の判断を求めるものであり、日本通信株式会社(以下「日本通信」という。)とドコモとの間の電気通信回線設備の接続(以下「本件接続」という。)に関する協定の細目には当たらず裁定対象とは認められないことから、裁定を行わないことが適当である。

なお、日本通信の申請内容に関連しては、接続に係る両当事者のサービス提供区間のそれぞれのサービスについては、接続協定の内容に整合する形でサービス提供されるものであることから、両当事者のそれぞれのサービス提供条件の内容についても、接続条件その他協定の細目に含まれる場合には独自に自由に決定されるべきものではなく、接続協議に必要な範囲内で当事者間で誠実に協議されるべきものと考えられる。

2 裁定事項2（利用者料金の設定はぶつ切り料金かエンドエンド料金か。）

裁定事項2については、本件接続における利用者料金は、「エンドエンド料金」とし、日本通信に利用者料金の設定権を認めることが適当である。

（理由）

(1) ぶつ切り料金とエンドエンド料金

独自にエンドエンド料金の設定が可能な寡占的なMNOに加え同じ条件のMVNOの新規参入を可能とすることが競争促進に寄与する。逆に、ドコモが日本通信のサービスと競合する自社独自サービス（本年10月22日から提供開始したPC向け定額サービス）でエンドエンド料金を設定する一方、日本通信にエンドエンド料金を許容しないことはイコールフットィングの観点から問題である。また、日本通信が予定する速度別料金や時間帯別料金その他利用者ニーズをよりよく反映させた多様なサービスの展開にはぶつ切り料金では対応しきれないと考えられることなどから、利用者利益の観点からもエンドエンド料金が適当である。

(2) 利用者料金設定権

エンドエンド料金とする場合に、ドコモに本件サービスの利用者料金の設定を認めると、ドコモは自社独自の競合サービスの料金設定権を併せ持つ一方で、日本通信は自社の予定するサービスの料金設定権を持ち得ないこととなる。これは、公正な競争を著しく制限することとなり、適当ではない。また、営業活動を行い顧客を獲得する事業者がエンドエンド料金を設定する方が、利用者にとって分かりやすく、事業者にとっても営業努力が報われ事業活動の意欲を高めることができ、利用者のニーズや要望の把握をもとに不断のサービス内容の改善につなげることが可能となると考えられ、利用者利益及び競争促進の観点から適当である。これらのことから、日本通信に利用者料金の設定権を認めることが適当である。

付言するに、接続を請求する日本通信が自社で利用者料金設定権を有するエンドエンド料金とすることを希望するのに対し、ドコモは、日本通信が利用者料金を設定するエンドエンド料金とすること

は自社の設備投資インセンティブを減殺するなどとして反対し、ぶつ切り料金とすることを希望している。しかし、エンドエンド料金の場合でも「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの」を超えない範囲（電気通信事業法第34条第3項第4号）で適切な接続料金（同法第34条第2項に規定する「取得すべき金額」）を設定することは可能であり、ドコモの投資インセンティブを減殺するなどの不利益をもたらすとは認められないことから、ドコモが本件接続条件に反対する主張に十分な合理性は認められない。

なお、ドコモが主張する顧客管理等の基本的事項を独自決定したいとすることやネットワークの輻輳の懸念は、この裁定事項と別に対応することが可能と考えられる。

### 3 裁定事項3（接続料金の課金方式は帯域幅課金とすべきか。）

裁定事項3については、具体的な一定額を算定する方式については裁定事項4の問題として切り分け、本件接続における接続料金の課金方式は帯域幅課金（帯域幅に基づき、通信量に比例せず一定額を課金する方式。）とすることが適当である。ただし、帯域幅課金とすることには、裁定事項5に含まれる疎通制御機能の開発等ネットワークの輻輳対策について、電気通信の健全な発達の観点に立って両当事者間で十分に協議を行い、協議が調うことを条件とすることが適当である。

#### （理由）

日本通信は、速度別料金や時間帯別料金などの多様なサービスの提供がしやすいことなどから、接続料金を帯域幅課金とすることを要望している。これに対しドコモは、①情報量とは無関係に帯域幅の比率で全体コストを按分し接続料金を算定することは実際の設備への負荷やコストを反映しない、②接続料金を帯域幅課金とすることで、利用者料金定額制のもとでアプリケーション制限なしのサービスが提供されれば、ドコモのネットワークに輻輳が生じる危険性が高い、として帯域幅課金に反対し、パケット量に応じた従量制課金（通信量に比例して課金する方式）を希望している。

従量制課金に比較すれば帯域幅課金とする場合の方が、その帯域幅の枠を速度や時間の刻みでフルに有効活用することを通じ、より日本通信による多様なサービスの提供を促進させることができると考えられ、今後のモバイルデータ通信サービスの高度化・多様化が期待され、利用者利益の観点から適当である。また、今後インターネット利用等のために

高速なPC向け定額制サービスのニーズが高まっていくと予想される中、ドコモは自社独自サービスで定額制を導入する一方、日本通信には利用者向けに定額制サービスの設定がしにくい従量制の接続料金しか認めないことは、公正競争上問題なしとしない。

ドコモは帯域幅の比率で全体コストを按分し接続料金の算定を行うと実際のコストを反映しないとして帯域幅課金に反対しているが、接続原価の算定は別に行った上で帯域幅に換算する方法や、帯域幅（接続回線の伝送容量）の使用率に一定の標準的な余裕率を設ける方法などの工夫も可能であり、帯域幅課金であるからといって実際の設備負荷やコストを反映できないというものではない。

ドコモが強く懸念しているネットワークの輻輳に接続料金に関係する点については後述するが、その点を別にすれば、課金方式の帯域幅課金自体を否定する十分な理由はない。したがって、総合的に見て本件接続における接続料金の課金方式としては帯域幅課金とすることが適当と考えられる。

一方、ドコモは、日本通信が利用者にPC向け定額制課金によるアプリケーション制限なしのサービスを提供した場合に、ドコモのネットワークに輻輳を生じ他の利用者のサービス利用に悪影響を及ぼす可能性を強く危惧し、通信量に一定の抑制を加えることが可能な従量制の接続料金とするべきであると主張している。現在は固定通信の場合であるが、インターネット上の映像ストリーミングやP2P通信がインターネットサービスプロバイダの設備帯域を圧迫していると指摘されている。利用時間や情報量に上限を設けない定額制サービスは、利用者に使い放題の便利な環境をもたらす一方で、通信事業者側にネットワーク制御や設備増強の大きな負荷を生じさせるものであり、特に、利用者が移動し無線基地局を多数の利用者が共同利用する携帯電話ネットワークにおいては、周波数の制約がある無線基地局への負荷やネットワークの制御に十分な配慮が必要となる。実際にドコモは自社独自のPC向け定額サービスの提供開始に当たりネットワークの保守運用のために、料金とも組み合わせ、様々なアプリケーションや利用方法の制限を設けるとともに各種の通信制御機能を設けている。継続協議とする裁定事項5の疎通制御機能の開発等ネットワークの輻輳への技術的対策が未確定の現段階では、ネットワークの輻輳の懸念が十分に解消されるかどうかは定かではない。

他方で、日本通信はそもそもPC向け定額制課金によるアプリケーション制限なしのサービスの提供の有無自体を明確にしておらず、両当事

者間のこれまでの協議ではこれによるネットワークの輻輳の発生の可能性や対応策について十分な協議は行われていない。このような両当事者間の協議の現状等にかんがみると、現段階で接続料金の課金方式の問題をネットワークの輻輳対策の問題と切り離して確定させることは適当ではないと考えられる。

したがって、接続料金を帯域幅課金とすることには、裁定事項5に含まれる疎通制御機能の開発等ネットワークの輻輳対策について、電気通信の健全な発達の観点に立って両当事者間で十分に協議を行い、協議が調うことを条件とすることが適当である。

なお、今後の当事者間の継続協議に当たっては、円滑な合意形成のために、日本通信が利用者に対して提供するサービスを、①PC向け定額制課金によるアプリケーション制限なしのサービスと、②その他一定のアプリケーション制限ありのサービスに区分して検討することも考えられる。

#### 4 裁定事項4（接続料金の具体的金額）及び5（開発を要する機能、装置構成、開発方法、開発期間、開発費用及び日本通信の負担分）

裁定事項4及び5については、接続に関する細目についての協議が行われるまでには至っておらず、裁定申請要件を具備しているとは認められないことから、裁定を行わないことが適当である。

なお、今後両当事者間において、裁定案に述べる留意事項も踏まえ相互に必要な情報提供を行い、真摯な協議を通じて円滑に合意が形成されることが望まれる。

#### 5 勧告 — MVNOの参入促進のための環境整備について

移動通信サービスの高度化・多様化を推進する観点から、MVNOの参入の促進を図るためには、本件に限らず、MVNOとMNOとの協議が円滑に進むような環境の整備が重要である。

総務大臣においては、本件裁定内容を「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」に反映させることのほか、接続料金の算定の在り方などMVNOとMNOとの間の円滑な協議に資する事項について、適時適切に検討を行い、所要の措置を講じられることを勧告する。

別紙

## 本件の経緯

### 1 日本通信からの申請

日本通信は、平成19年7月9日付けで、電気通信事業法（以下「事業法」という。）第35条第3項の規定に基づき、総務大臣に対し、裁定事項1から5までについての裁定を申請した。

なお、裁定事項1から5までについての日本通信の裁定申請内容及び見解の概要は、それぞれ次のとおりである。

#### (1) 裁定事項1

##### ア 裁定申請内容

「本件相互接続に関するドコモの以下の主張には、合理性があるか。

相互接続において、ドコモの役務提供区間に係る電気通信サービス（エンドユーザー向けサービス）は、エンドユーザーに対してドコモが提供するサービスであり、そのサービスの内容、運用等については、日本通信の意向に関係なく、ドコモが独自に決めることができる。」

##### イ 見解の概要

ドコモの主張には合理性がない。なぜならば、MNOが当該利用者に提供する電気通信役務の内容は、MVNOが当該利用者に提供する電気通信役務の内容に応じて自然に決定されることであるからである。

#### (2) 裁定事項2

##### ア 裁定申請内容

「本件相互接続における料金設定の在り方は、「ぶつ切り料金」、あるいは「エンドエンド料金」（日本通信が料金設定）のいずれとすべきか<sup>(注)</sup>。」

(注) 本申請において「エンドエンド」とは、複数の電気通信事業者の設備を接続することにより役務提供する場合において、一の事業者が役務全体（エンドエンド）の利用者料金（エンドユーザー向け料金）を設定することをいい、「エンドエンド料金」とは、上記の場合において利用者料金設定事業者が設定した利用者料金（エンドユーザー向け料金）のことをいう（平成15年6月17日付「料金設定の在り方に関する研究会報告書」60頁（用語集）参照）。

##### イ 見解の概要

エンドエンド料金とすべきである。その理由は、次のとおりであ

る。

(ア) ぶつ切り料金とする場合におけるドコモの料金には接続に関連しない費用及び利潤が含まれるはずであるため、ぶつ切り料金とすれば事業法第34条第3項第4号に適合しない可能性を否定することができないこと。

(イ) ぶつ切り料金とすれば、日本通信の電気通信役務に関する価格競争力がドコモに握られるが、エンドエンド料金とすれば、本件接続による電気通信役務全体に関する料金を日本通信が単独の判断で臨機応変に設定することにより価格競争に対抗することができること。

(ウ) 日本通信にあってはドコモが提供していない電気通信役務を提供することを想定しており、ぶつ切り料金よりもエンドエンド料金の方が利用者にとって分かりやすいこと。

(エ) ぶつ切り料金とすれば、ドコモの料金に接続に関連しない費用が含まれるため、料金が不必要に高額に設定されることとなること。

### (3) 裁定事項3

#### ア 裁定申請内容

「本件相互接続における料金体系は帯域幅課金とすべきか<sup>(注)</sup>。」

(注) 本申請において「帯域幅課金」とは、電気通信事業者の網間を接続する通信回線の通信速度に応じて、電気通信事業者間の精算金額（相互接続においては接続料の金額）を設定する課金方式をいう。

#### イ 見解の概要

通信の時間又は量に応じた接続料金よりも、帯域幅に応じた接続料金の方が日本通信の事業の形態に照らして適切であるから、帯域幅課金とすべきである。

### (4) 裁定事項4

#### ア 裁定申請内容

「本件相互接続における料金の具体的金額は、いくらとすべきか。」

#### イ 見解の概要

適正な原価及び適正な利潤を基本とした接続料金とすべきである。また、接続料金の算定に当たっては、網の構成、網を構成する装置の種類及び取得金額、減価償却の方法及び金額、網の運用費並びにこれらが最適に設計・運用されていること、接続料金の算定方式及び計算の過程並びにその合理性等についての情報の開示及び詳

細な検討が必要である。

(5) 裁定事項 5

ア 裁定申請内容

「本件相互接続に関して開発を要する機能、装置構成、開発方法、開発期間、開発費用及び日本通信の負担分はどうあるべきか。」

イ 見解の概要

本件接続における開発については、その費用についてはドコモの案よりも引き下げることができるとともに、その期間についてもドコモの案よりも短縮することができる。また、開発の目的、範囲、必要性、方法論等についての明確な説明がない。

当該開発の対象たる機能が、ドコモが当然具備しておくべき機能であるから、本件接続における開発に要する費用は、ドコモがこれを負担すべきである。

2 ドコモの答弁

ドコモは、平成19年7月10日付けで、事業法第35条第5項の規定に基づき、日本通信から1の申請があった旨の通知があったことを受け、同月31日付けで、同項の規定に基づき、総務大臣に対し、答弁書を提出した。

裁定事項1から裁定事項5までについてのドコモの見解の概要は、それぞれ次のとおりである。

(1) 裁定事項 1

裁定事項1は、裁定の範囲外の事項である。裁定事項1は極めて観念的かつ抽象的な事項についての裁定を求めるものであり、事業法第35条第3項に規定する裁定の対象に該当しない。

なお、MNOに課される責任、接続と卸電気通信役務との相違等にかんがみると、ドコモが利用者に提供する電気通信役務について、ドコモがその内容、運用等を決定することは当然のことである。

(2) 裁定事項 2

ぶつ切り料金とするのが適切である。ぶつ切り料金は、責任分界点を境として電気通信役務の提供区間が分かれるという接続の原則と整合的なものである。

なお、仮にエンドエンド料金とするのであれば、発側事業者が利用者料金設定権を持つのが自然かつ公平であり、ドコモ契約者発のパケ



ット通信については、ドコモが利用者料金設定権を持つこととなる。

(3) 裁定事項 3

接続料金とは情報がドコモのネットワークを経由することに対する対価であるから、パケット量に応じた従量制課金が公平かつ妥当である。

(4) 裁定事項 4

従量制課金により計算される接続料金は、1パケット当たりA円となる。

エンドエンド料金とした上で、帯域幅課金とする場合の接続料金の月額額は、10Mbpsの帯域幅当たりB円となる。

(5) 裁定事項 5

本件接続を開始するための開発としては、接続を可能にするための開発のほか、本件接続以外の利用者の通信障害、ドコモのネットワークへの過剰な負担を回避するための開発も含まれる。

各開発が日本通信の要望に従った接続を行うために特別に必要な開発であることから、開発に要する費用については、日本通信がその全額を負担するのが公平である。

開発期間については、必要とされる合理的な期間とすべきである。

3 総務大臣からの諮問

総務大臣は、平成19年9月21日付けで、当委員会に対し、事業法第160条第1号の規定に基づき、同法第35条第3項の電気通信設備の接続に関する裁定について諮問した。諮問された裁定案の概要は、次のとおりである。

(1) 裁定事項 1 について

裁定対象と認められないことから、裁定を行わない。ただし、他の裁定事項の前提事項と認められることから当該事項の合理性については、理由中で判断を示す。

(2) 裁定事項 2 について

本件接続における利用者料金の設定は、「エンドエンド料金」とし、日本通信に利用者料金設定権を認めるのが相当である。

(3) 裁定事項3について

本件接続に関してドコモの取得すべき金額（接続料金）の料金体系は、帯域幅課金が相当である。

なお、裁定事項3において判断の対象とする帯域幅課金とは、帯域幅に基づく定額制課金であることを意味するにとどまり、具体的な一定額を算定する方式については裁定事項4の問題として切り分ける。

(4) 裁定事項4及び5について

細目協議にまで至っておらず、裁定申請の要件を欠くことから、裁定を行わない。ただし、協議を継続するに当たって留意すべき点については、理由中で判断を示す。

4 当委員会の審議

当委員会は、平成19年9月21日に会議を開催し、総務大臣から諮問を受けるとともに、本件諮問を担当する総合通信基盤局から諮問の内容についての説明を受けた。また、当委員会は、当事者である日本通信及びドコモからも事情を聴取することが必要と思料し、両当事者に意見書の提出を求め、両当事者から意見書の提出を受けた。

当委員会は、平成19年9月21日、10月12日、同月19日、同月30日、11月22日と5回にわたり会議を開催して審議を重ね、答申を取りまとめた。また、本件答申に併せて、総務大臣に対して勧告することとした。

(6) 裁定について通知

平成19年11月30日総基料第245号（次のとおり）

ア) 日本通信株式会社あて

電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第35条第3項の規定に基づき、平成19年7月9日付けで貴社より申請のあった株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモの電気通信回線設備との接続に関する裁定申請について、別添のとおり裁定したので、同条第6項の規定に基づき通知します。この処分について不服があるときは、総務大臣に対し、処分があったこ

とを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、この処分があった日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

別添

## 裁 定

日本通信株式会社 代表取締役社長 三田 聖二 から、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第35条第3項の規定に基づき、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモの電気通信回線設備との接続に関して、協議が不調であったため、裁定の申請が行われた。

総務大臣は、本件日本通信株式会社の申請及び株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモの答弁及び両当事者からの意見についての調査結果並びに平成19年11月22日に電気通信事業紛争処理委員会から受けた答申の内容を踏まえ、下記のとおり裁定する。

## 記

### 裁定事項1について

裁定対象と認められないことから、裁定を行わない。ただし、他の裁定事項の前提事項と認められることから当該事項の合理性については、理由中で判断を示す。

### 裁定事項2について

本件接続における利用者料金の設定は、「エンドエンド料金」とし、日本通信株式会社に利用者料金設定権を認めるのが相当である。

### 裁定事項3について

本件接続に関してドコモの取得すべき金額(接続料金)の料金体系は、帯域幅課金が相当である。ただし、帯域幅課金とすることに関し、裁定事項5に含まれる疎通制御機能の開発等ネットワークの輻輳対策について、電気通信の健全な発達の観点に立って両当事者間で十分に協議を行い、協議が調うことが求められる。

なお、裁定事項3において判断の対象とする帯域幅課金とは、帯域幅に基づく定額制課金であることを意味するにとどまり、具体的な一定額を算

定する方式については裁定事項4の問題として切り分ける。

裁定事項4及び5について

細目協議にまで至っておらず、裁定申請の要件を欠くことから、裁定を行わない。ただし、協議を継続するに当たって留意すべき点については、理由中で判断を示す。

理 由 (略)

イ) 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモあて

電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第35条第3項の規定に基づき、平成19年7月9日付けで日本通信株式会社より申請のあった貴社の電気通信回線設備との接続に関する裁定申請について、別添のとおり裁定したので、同条第6項の規定に基づき通知します。

この処分について不服があるときは、総務大臣に対し、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、この処分があった日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

別 添

(日本通信株式会社あて通知と同じ。略。)

## 第4章 総務大臣への勧告状況

「接続料金の算定の在り方などMVNOとMNOとの間の円滑な協議に資する措置の勧告」（平成19年11月22日電委第69号）

### （1）経過

- |       |        |   |
|-------|--------|---|
| 平成19年 | 9月21日  | 総務大臣からの諮問（MVNOとMNO間の接続協定に関する裁定）                           |
|       | 11月22日 | 総務大臣への答申に併せて勧告（⇒（2））                                      |
|       | 11月27日 | 総合通信基盤局、「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」の見直しに関する提案を募集 |
| 平成20年 | 3月13日  | 総合通信基盤局、「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」再改定案に対する意見募集  |

### （2）勧告

総務大臣あて平成19年11月22日電委第69号（勧告に関する部分のみ抜粋）

#### 答申書及び勧告書

平成19年9月21日付け諮問第6号をもって諮問された事案について、電気通信事業法第1条（目的）ほか関連条項の規定の趣旨を踏まえ審議した結果、下記1から4までのとおり答申する。また、本件答申に併せ、同法第162条第1項の規定に基づき、下記5のとおり勧告する。

なお、本件の経緯は、別紙のとおりである。

#### 記

1～4（略）

5 勧告 — MVNOの参入促進のための環境整備について

移動通信サービスの高度化・多様化を推進する観点から、MVNOの参入の促進を図るためには、本件に限らず、MVNOとMNOとの協議が円滑に進むような環境の整備が重要である。

総務大臣においては、本件裁定内容を「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」に反映させることのほか、接続料金の算定の在り方などMVNOとMNOとの間の円滑な協議に資する事項について、適時適切に検討を行い、所要の措置を講じられることを勧告する。

別 紙（略）